

【1996年6月10日】医療法の改正案要綱について（答申）

医療審議会

平成8年6月10日

厚生大臣 菅 直人 殿

医療審議会会長

浅田 敏雄

医療法の改正案要綱について（答申）

平成8年6月7日厚生省発健政策91号をもって諮問のあった標記については、当審議会の本年4月25日の意見具申を踏まえて、当面する課題に対応して必要な改正を行うものであり、これを了承する。

なお、今回の諮問に関し、以下の事項について特に要請する。

制度改正が円滑、かつ、実効あるものとして実施されるように、国民や関係者に対する周知等を図るとともに、診療報酬上の措置を始め必要な措置を講ずること。

今回の改正に伴う政省令の整備、及び4月25日の意見具申を踏まえて行う制度改正等の内容については、十分な時間的な余裕をもって当審議会に諮問を行うこと。

経済構造、財政構造と整合のとれた国民医療を提供するための効率的な医療提供体制を構築する観点から、今後、医療施設間の機能分化・連携の推進、病床数の適正化、医師数、歯科医師数等の適正化、高額医療機器の配置や利用の効率化等に取り組むこと。